

平成 26 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 エン・ジャパン株式会社  
(コード番号 4849)  
代 表 者 名 代表取締役社長 鈴木 孝二  
問 合 せ 先 経営企画室長 長谷川 正恒  
(TEL. 03 - 3342 - 4506)

## 株式報酬型ストックオプションの導入について

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、株式報酬型ストックオプションを導入することについて、平成 26 年 6 月 25 日開催予定の当社第 14 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式報酬型ストックオプションの導入の目的

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とする株式報酬型ストックオプションを割り当てることといたします。

#### 2. 株式報酬型ストックオプションの内容について

取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等についての議案を、平成26年6月25日開催予定の定時株主総会に付議いたします。

現在の取締役の報酬等の額は、平成20年3月27日開催の当社第8回定時株主総会において、年額2億円以内としてご決議をいただいております。今回、この報酬枠とは別枠で、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、取締役については年額1億円以内とすることをご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対して割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は次のとおりです。

##### ①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は 100 株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

#### ②新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数 1,000 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

#### ③新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。なお、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価格を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役の報酬債権をもって相殺する方法により払込みが行われる予定とする。

#### ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

#### ⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 20 年以内の範囲で、取締役会において定める。

#### ⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

#### ⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、割当日の翌日から 3 年経過後に新株予約権を行使できる。その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

#### （ご参考）

当社は、当社の使用人に対しても、取締役と同様に株式報酬型ストックオプションとして当社が必要と判断する個数において、別途新株予約権を割り当てる予定です。

以 上